

新旧対照表

改訂後（2022年04月01日改定）	改定前（2020年10月20日改定）
<p>第3条（未成年者口座の開設） お客さまが特例の適用を受けるため、未成年者口座の開設を申し込まれる際には、特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」（以下、「口座開設届出書等」といいます。なお、未成年者口座開設届出書とは法第37条の14の2第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に必要事項を記載のうえ、当行にご提出いただくとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下、「規則」といいます。）第18条の15の10第20項で準用する規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項において準用する第25条の13第32項の規定に定める者に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。当行は、お客さまからご提出いただいた「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」に基づき税務署に「未成年者非課税適用確認書」交付の申請を行い、お客さまに代わり「未成年者非課税適用確認書」を受領し、保管します。</p> <p>2 当行は、口座開設届出書等が提出された場合には、提出日（当行が税務署に「未成年者非課税適用確認書」交付の申請を行い、お客さまに代わり「未成年者非課税適用確認書」を受領した場合には受領日）において、未成年者口座を開設するものとします。ただし、未成年者口座を開設しようとする年分の1月1日以前に口座開設届出書等の提出を受けた場合には、開設しようとする年の1月1日に未成年者口座を開設するものとします。</p> <p>3 当行において未成年者口座を開設しているお客さまは、当行及び他の金融機関若しくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>	<p>第3条（未成年者口座の開設） お客さまが特例の適用を受けるため、未成年者口座の開設を申し込まれる際には、特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」（以下、「口座開設届出書等」といいます。なお、未成年者口座開設届出書とは法第37条の14の2第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に必要事項を記載のうえ、当行にご提出いただくとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下、「規則」といいます。）第18条の15の10第19項で準用する規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項において準用する第25条の13第32項の規定に定める者に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。当行は、お客さまからご提出いただいた「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」に基づき税務署に「未成年者非課税適用確認書」交付の申請を行い、お客さまに代わり「未成年者非課税適用確認書」を受領し、保管します。</p> <p>2 当行は、口座開設届出書等が提出された場合には、提出日（当行が税務署に「未成年者非課税適用確認書」交付の申請を行い、お客さまに代わり「未成年者非課税適用確認書」を受領した場合には受領日）において、未成年者口座を開設するものとします。ただし、未成年者口座を開設しようとする年分の1月1日以前に口座開設届出書等の提出を受けた場合には、開設しようとする年の1月1日に未成年者口座を開設するものとします。</p> <p>3 当行において未成年者口座を開設しているお客さまは、当行又は他の金融機関若しくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</p>
<p>第5条（未成年者口座の廃止） お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出するものとします。</p> <p>2 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、前項の「未成年者口座廃止届出書」を提出された場合又は本契約若しくは第15条により未成年者口座が廃止され「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。ただし、災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8</p>	<p>第5条（未成年者口座の廃止） お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出するものとします。</p> <p>2 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、前項の「未成年者口座廃止届出書」を提出された場合又は本契約若しくは第15条により未成年者口座が廃止され「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。ただし、災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、</p>

項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている国内非上場公募株式投資信託受益権及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合はこの限りではありません。

3 当行は、お客さまより2023年9月30日までに「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合には、お客さまに対し法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。ただし、お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日以降に、「未成年者口座廃止通知書」を提出された場合、あるいはその年1月1日において17歳である年の1月1日から9月30日までに、当行が「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合であって、提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に国内非上場公募株式投資信託受益権の受入れをしていた場合には、当行は、「未成年者口座廃止通知書」を交付しないものとします。

第24条（非課税口座のみなし開設）

2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されるものとします。

2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなすものとします。

「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている国内非上場公募株式投資信託受益権及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合はこの限りではありません。

3 当行は、「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合には、お客さまに対し法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。ただし、お客さまがその年1月1日において19歳である年の1月1日から9月30日までに、当行が「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合であって、提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に国内非上場公募株式投資信託受益権の受入れをしていた場合には、当行は、「未成年者口座廃止通知書」を交付しないものとします。

第24条（非課税口座のみなし開設）

2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されるものとします。

2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなすものとします。